

令和6年2月
第 3 号

税理士専門官だより

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2027 年 12 月末

その人、本当に税理士ですか？？ にせ税理士防止月間 (R6.2.16 ~ R6.3.15)

確定申告期（2月16日から3月15日まで）は、「にせ税理士」が顕在化することから、「にせ税理士防止月間」と位置付けています。今回は、「にせ税理士」を把握した端緒事例を紹介します。

「にせ税理士」とは

税理士法 52 条(税理士業務の制限)には、税理士等でない者は、税理士業務(確定申告書の作成、調査の立会い及び具体的な税務相談等)を行ってはならないと規定されています。

税理士等でないにもかかわらず、税理士業務を行っている者のことを、「にせ税理士」と呼んでいます。

※ 税理士等とは、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

例えば…

- 司法書士、行政書士及び社会保険労務士等の国家資格があっても、
- 税理士事務所職員(税理士の指導監督下にある場合を除く。)あっても、
- 記帳代行等の会計業務を行う記帳代行業者あっても、

税理士等ではないため、確定申告書の作成など税理士業務を行うと、たとえ無償であっても、「にせ税理士」になりますので御注意ください。

「にせ税理士」を把握した端緒事例

窓口事務

- 窓口に税理士の署名がない複数の申告書を提出してきた。



複数の納税者の申告書に税理士署名欄の記載がない・・・
「にせ税理士」かもしれないぞ！身元確認を行おう！



税理士等情報せん
(添付資料等)

- ① 誰が
 - ② いつ
 - ③ 誰の申告書
 - ④ 何件
- (名刺、面接メモ等)

郵送開封事務・内部事務

- 確定申告書が郵送で提出されたが、同封されていた返信用封筒の宛先が、納税者や税理士でない第三者であった。
- 確定申告書に誤りがあり、税理士の署名がないため納税者に問い合わせたところ、税理士でない者が申告書を作成していた。



返信先が本人ではない。
まずは、納税者に確認してみよう！



返信先は、申告書作成を依頼しているA行政書士ですよ。

- ① 返信先は誰か
 - ② 申告書の作成者は誰か
 - ③ いつから
 - ④ 納税者との関係性
- (返信用封筒、応答メモ等)

調査・徴収

- 調査等で納税地に臨場したところ、税理士でもなく納税者の使用者でない者が調査に立ち会おうとした。
➤ 調査においては、自身の身分証を提示するとともに、税理士証票の確認を励行しましょう。



- ① 誰か
 - ② 立ち会うこととなつた経緯
- (名刺、調査経過記録書等)

税理士等情報せんの作成

「にせ税理士」の疑いがあった場合には、速やかに「税理士等情報せん」の作成をお願いします。

情報せんを基に、税理士事務担当者（局税理士専門官、署総務課課長補佐（非設置署は総務係長））が税理士法上の調査を行い、違反行為が認められた場合には、懲戒処分・刑事告発・署長名による行政指導を行います。



大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2027年12月末

税理士専門官だより

令和6年3月
第4号
税理士専門官

退職した税務職員に対する税理士業務の制限

私たち税務職員が退職して税理士となり税理士業務を行う場合には、離職後1年間の業務の制限がありますので、注意が必要です。

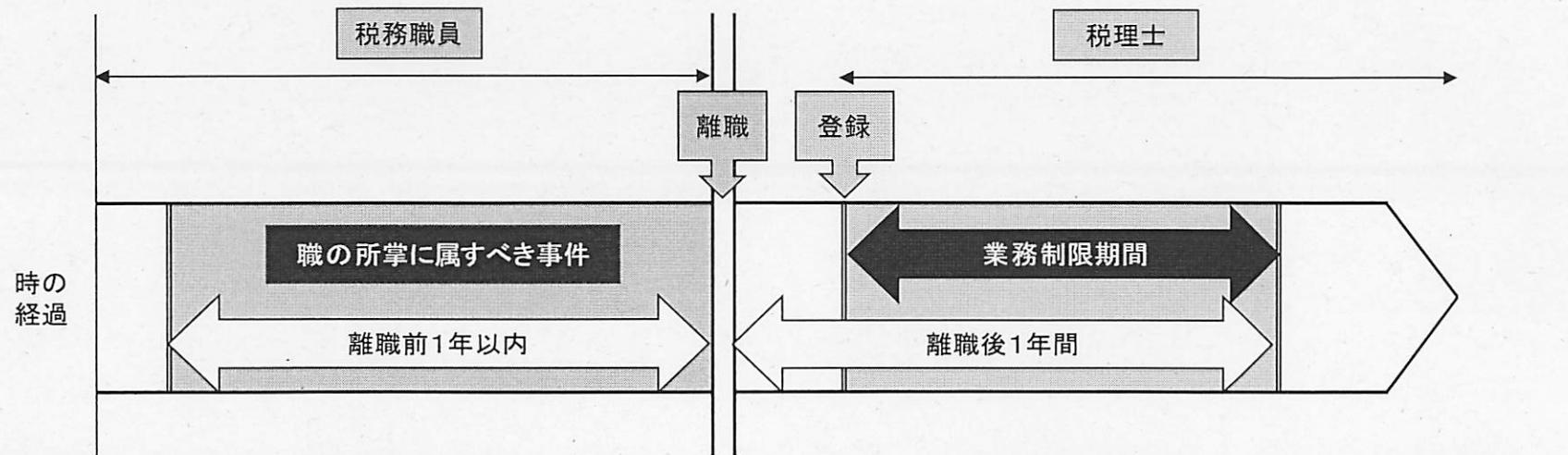
『業務の制限』とは？

退職した税務職員が税理士となった場合には、

離職後1年間は、離職前1年内の職の所掌に属すべき事件（注）について、税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）を行ってはならない

とされています。（税理士法第42条）

再任用職員においては、「離職（退職時）」を「再任用終了時」として判断します。



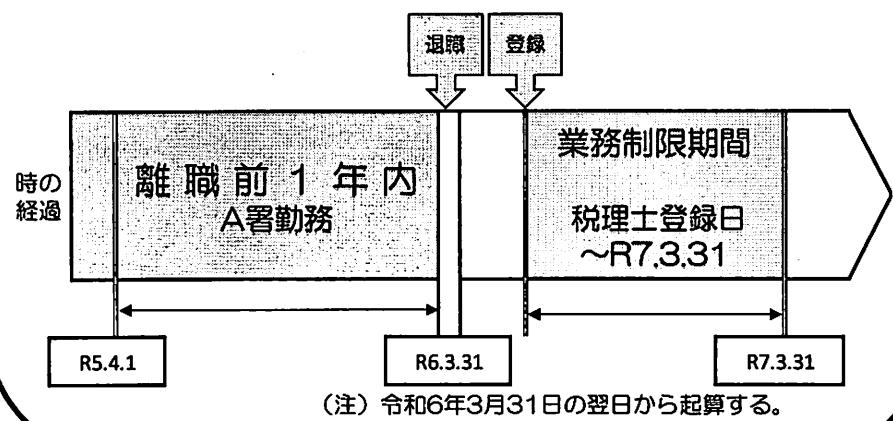
(注) 『職の所掌に属すべき事件』とは?

事務分掌規則等の定めるところにより判断します。具体的には、特定の調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断、指示、決定等を行う対象となり得る納税者に係る案件をいいます。ここでは、以下「調査等案件」といいます。

税理士業務の制限対象と期間

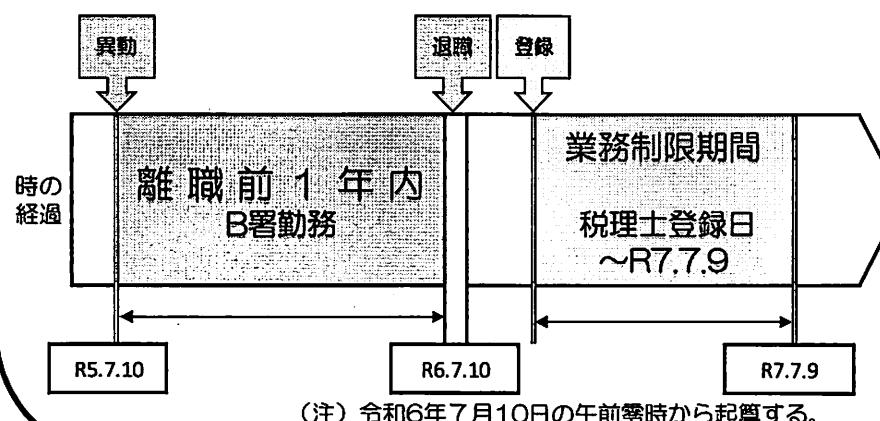
【令和6年3月31日に定年退職する職員の場合】

A署個人課税部門の上席国税調査官で定年退職
(令和5年7月異動なし)
対象: A署において自己が担当した納税者に係る調査等案件
⇒直接担当した事案だけでなく、指導事案、支援事案、
部門連携等で参画した事案を含みます。



【令和6年7月10日付で辞職する職員の場合】

B署法人課税部門の統括国税調査官で辞職
(令和5年7月、C署法人統括官から異動)
対象: B署の所属する部門で所掌する納税者に係る調査等案件
⇒調査等を実施した法人だけでなく、部門の所掌法人が
対象となります。



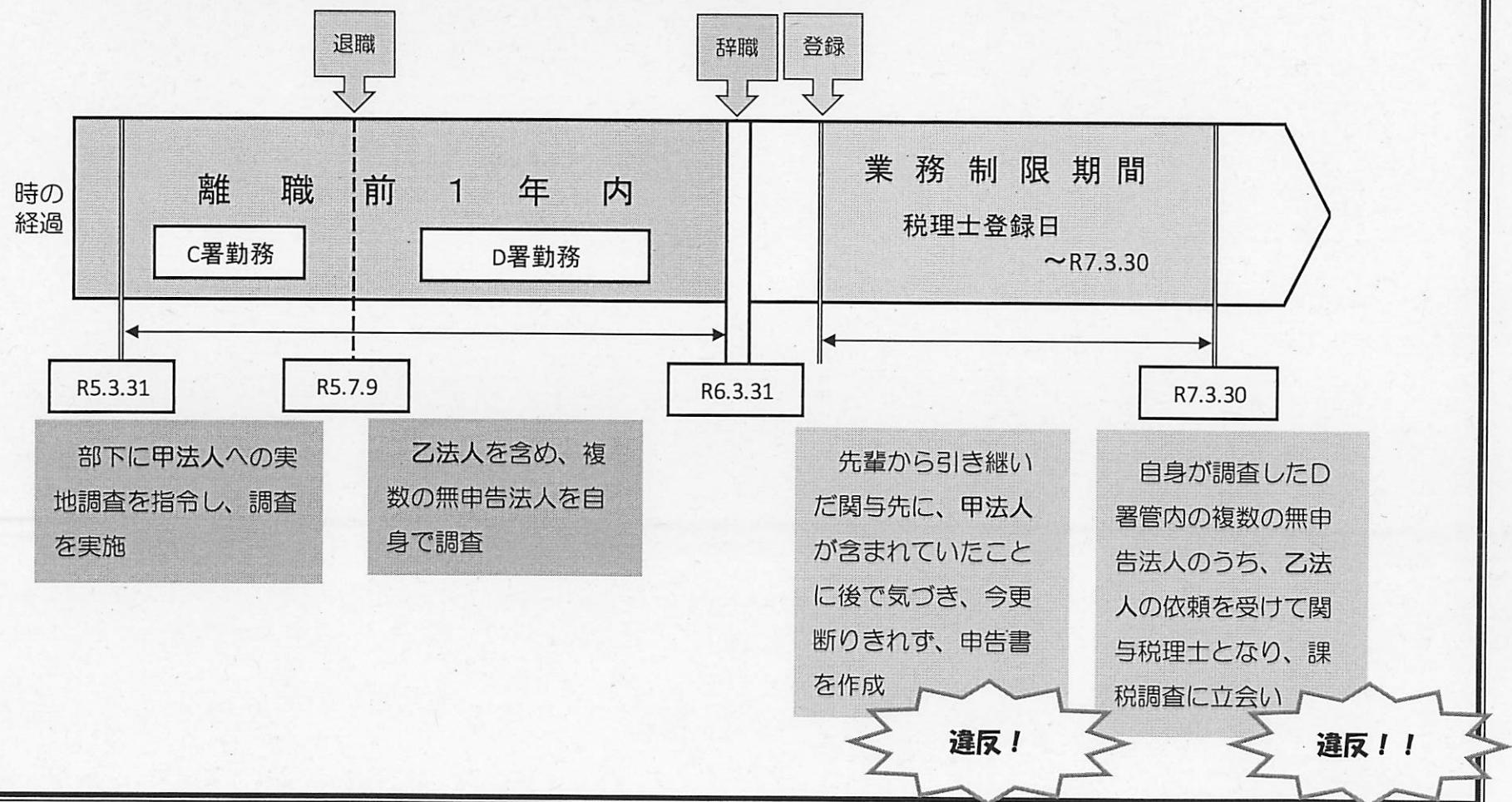
違反行為の具体例

D署法人課税部門の上席国税調査官（再任用）が令和6年3月31日付で辞職したケース

（令和5年7月、C署法人統括官で定年退職。その後、再任用としてD署勤務）

業務制限の対象となる者

- ・C署の所属する部門において所掌していた納税者
- ・D署において自己が担当した納税者



税理士法第42条の趣旨

税務職員出身の税理士が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るということがあると、税務官公署在職中における公務の執行について、それが正当に行われていたとしても、社会一般から無用の疑惑を持たれかねません。

このため、国税OB税理士が、在職中の地位を利用して顧客等の開拓を図ることを防止するという趣旨で、税理士法第42条が設けられています。

※ 税理士法第42条違反の行為は、たとえ1件であっても、懲戒処分の対象となります。

この規定に違反した場合の懲戒処分は、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となります。

なお、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合もあります。

《参考》

税務職員が離職後、税理士登録をした場合、税務行政庁在職時の具体的役職名を表示した広告はしてはならないことになっています。(具体的役職名とは、管轄地域名を冠した官公署名と役職名の併記をいいます。)

例) 元〇〇税務署長 → × 、元税務署長 → ○

※ 参考  国税庁総務課情報第2号「退職職員に対する税理士業務の制限について」(法令は平成22年当時のもの)

(共通ライブラリ>通達・情報>総務部・総務課>種別:09情報>分類:すべての分類>【総・総・税】庁総務課情報)

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2027年12月末

税理士専門官だより

令和6年6月
第5号
税理士専門官

「税理士事務功績者」への表彰

先般、悪質な「にせ税理士」の告発及び税理士の懲戒処分等の端緒となるなど、顕著な功績を挙げた皆様が、功績者長官表彰及び局長表彰（税理士事務）を受彰されました。

令和5年度 長官表彰受彰者等の紹介

（※局署順）

【森久保 健吾さん】麹町署 総務課

【古野 多賀江さん】神田署 法人課税第2部門（収集時所属：麻布署）

【佐藤 裕幸さん】雪谷署 個人課税第1部門（収集時所属：蒲田署）

【小石 晃永さん】王子署 個人課税第1部門（収集時所属：新宿署）

で、非税理士が申告書を作成したことを把握！

非税理士が、

について「税理士等情報せん」を作成。

→これらの情報に基づき、税理士法調査着手！

その結果、にせ税理士の告発！

税理士を懲戒処分！

令和5年度 局長表彰受彰者等の紹介

【大倉 由紀恵さん】総務部企画課 業務センター大手町分室（収集時所属：西新井署）

法人税調査において、税理士が

事実を把握！

法人税調査において、税理士が、

など、必要な証拠を収集し、「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって、税理士を懲戒処分！

【福井 韶さん】柏税務署 法人課税第3部門（収集時所属：荒川署）

法人税調査において、税理士が

事実を把握！

法人税調査において、税理士が、

など、必要な証拠を収集し、「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって、税理士を懲戒処分！

【上松 明子さん】日本橋署 総務課（収集時所属：日本橋署）

税理士に対する実態確認において、

を把握！

税理士に対する実態確認において、

ことか

ら、速やかに局税理士専門官へ情報提供。

⇒税理士法調査によって、

を把握！

【山田 彩寧さん】東京上野署 資産特別国税調査官（収集時所属：練馬西署）

相続税調査において、税理士が

ことを把握！

相続税調査において、

、税理士自らが、

ため、税理士に

対し税理士法違反の事実関係を聴取し、「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって税理士を懲戒処分！

【西川 祥太郎さん】渋谷署 法人課税第7部門（収集時所属：渋谷署）

法人税調査において、税理士が

ことを把握！

法人税調査において、

ため、税理士に対し税理士法違反の事実関係を聴取し、「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって税理士を懲戒処分！

今回受賞された方の多くは、税理士や税理士事務所事務員（以下「税理士等」という。）が、
と疑われる際、課税調査において重加算
税を賦課するために質問応答記録書を作成するなど証拠保全を的確に行なったほか、税理士等が行なった違反行為についても、
により証拠保全を行うことで、非常に有効な「税理士等情報せん」を作成したことが、懲戒処分につながりました。

税理士法調査は、皆様から提出される「税理士等情報せん」が欠かせません！

引き続き、「税理士等情報せん」の積極的な作成をお願いします！

令和6年6月
号 外

税理士専門官だより

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2027年12月末

税理士の調査妨害には、「毅然とした対応」と「詳細な記録」を！

★ 調査妨害について

調査等の際に、税理士から「調査妨害」を受けたことはありませんか？

税理士による調査妨害は、税理士法第37条(信用失墜行為の禁止)違反となり、同法第46条の懲戒事由に該当します。この場合の懲戒処分の量定は、同法第46条及び財務省告示に基づき、妨害行為の「回数」、「程度」に応じて「2年以内の税理士業務の停止」又は「税理士業務の禁止」となります。

したがって、税理士による調査妨害が行われた場合は、まずは毅然とした対応を行った上で、「税理士等情報せん」を確実に作成するとともに、当該妨害行為があった段階において可能な限り、「妨害等に至る経緯」、「その状況」、「具体的な発言・行為」等について、応答形式で調査経過記録書又は調査報告書を作成するなど、詳細な情報を記録していただくようお願いします。

★ HOW TO こんなときどうする？！

＜税理士の 調査妨害 許すまじ！！＞

類型(注1)	税理士による妨害行為のケース	【参考】対応例(注2)
暴行・脅迫	・殴られた、物を投げつけられた ・「ぶん殴るぞ」と脅された	・公務執行妨害である旨を宣言して調査を打ち切り。身の安全を確保した上で、警察に通報 ・脅迫に至らなくても、恐怖を感じる言動があった場合は、当該言動を明確に指摘・抗議 ※ 公務執行妨害を念頭に対応(注3)
不答弁	・質問に対して不答弁	・受忍義務(注4)を確実に説明した上で、改めて調査等への理解と協力を要請
虚偽答弁	・取引先と通謀して虚偽答弁	・答弁内容を質問応答記録書に記録した上で必要な補完調査を実施
検査の拒否	・無予告調査・反面調査の拒否	・受忍義務(注4)を確実に説明した上で、改めて調査等への理解と協力を要請
検査の妨害	・帳簿書類の破棄 ・恫喝、暴言、揚げ足取り ・納税者等に質問・回答させない (関係者への面接拒否を含む)	・「帳簿書類を破棄しましたね」と指摘 ・「今●●と言いましたね。それは暴言(恫喝)ではないですか」と指摘 ・(発言例)「私は調査に必要があるため、直接●●とお会いして質問する必要があります。それをさせないということは、調査妨害に該当する可能性があると考えます。」
検査の忌避	・正当な理由のない調査日程の 引き延ばし ・調査時間・場所の極端な限定	・引き延ばしの事実を指摘した上で「調査妨害に当たる可能性がある」旨を指摘(特に納税者固有の理由によらない場合は納税者に直接確認させてもらう旨を伝えることも検討) ・限定された調査時間・場所では、必要な調査が行えない旨を伝える。



★ 調査妨害の立証に向けて

調査妨害の類型（注1）		調査経過記録書等への記録事項（注5）	【参考】税理士調査における対応
① 暴 行・脅 迫	暴行脅迫により被害を受けた場合	暴行・脅迫の内容・経過（注3）	
② 不 答 弁	質問に対して答弁を拒否した場合	答弁を拒否した理由・回数等	
③ 虚 偽 答 弁	質問に対して虚偽の答弁をした場合	虚偽答弁となる答弁の内容・変遷状況	
④ 検査の拒否	検査を拒否した場合	検査を拒否した理由や回数等	
⑤ 検査の妨害	暴言や書類提出拒否により検査妨害した場合	暴言や書類提出を拒否した内容や回数等	
⑥ 検査の忌避	上記以外の方法で検査を拒み又は妨げた場合	検査を拒み又は妨げた理由や回数等	

(注)1 令和5年7月4日付東局課総一総2-15ほか9課合同「「検査忌避等事案調査票」の提出等について」指示を参照

2 全ての類型において、税理士の言動を正当化されないよう、その場で必ず指摘・抗議する。

3 「緊急対応マニュアル」「公務執行妨害への対応等マニュアル」を参照

4 質問検査の相手方はこれを受容すべき義務を一般的に負うと解されている(最高裁昭和48年7月10日決定)。

5 調査妨害があった場合は、できる限り担当者の主觀を排除した客觀的事実を詳細(「具体的な発言・行為」、「当該行為の回数」、「程度」)に記録(例えば「応答形式」にするなど)することで、立証のための有力な証拠となる。※特に調査妨害行為部分は「調査報告書」として作成することが望ましい。

【参考:関係法令】

《税理士法》

第37条

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

第46条

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

《財務省告示「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」》

2 税理士が法第46条(一般の懲戒)の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(2) 法第37条(信用失墜行為の禁止)の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

ハ 調査妨害(税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。)

行為の回数、程度に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士等に対する懲戒処分の実施に向けて ～「税理士等情報せん」はこうして活用されます～

「税理士法違反行為」を把握した場合は、「税理士等情報せん」を作成願います（違反行為の「疑い」も含みます。）。

私たち税理士専門官は、皆さんから寄せられた「税理士等情報せん」を端緒に、税理士法違反行為が疑われる税理士や、にせ税理士に対し、税理士法に基づく調査を実施し、特に悪質なものについては、懲戒処分や刑事告発を行っています。

★ 税理士やにせ税理士に対する調査の流れ



主な税理士法違反行為

脱税相談等をした場合の懲戒
【法45条】

- ・脱税相談、指示等
- ・事実に反することを知りながら、正しくない内容の申告書を作成

信用失墜行為の禁止
【法37条】

- ・税理士本人（税理士が代表者である法人を含む。）の脱税、申告漏れ等
- ・業務け怠 例：関与先の計算書類を預かったまま申告を怠り無申告とした
- ・調査妨害 例：不答弁、虚偽答弁、検査忌避、検査妨害

非税理士に対する名義貸しの
禁止 【法37条の2】

- ・非税理士が作成した税務書類に署名押印
- ⇒いわゆる「にせ税理士」も要注意！

使用人等に対する監督義務
【法41条の2】

- ・税理士事務所事務員が関与先の不正申告に加担していたことを看過
- ・税理士事務所事務員が税理士に無断で他人の申告書を作成

<税理士法違反行為を把握する場面の例>

- ◆ 調査、滞納整理事務
- ◆ 面接、電話、投書等による情報提供
- ◆ 申告書の収受（例：「控」の送付先が納税者、関与税理士ではない第三者の住所地である…なぜ？）

<証拠資料の具体例>

- ※1 税理士法違反行為の端緒を把握した際には、速やかに署課長補佐（非設置署にあっては総務係長）に連絡し、確認事項や必要な書類等を整理した上で確実に証拠を保全しましょう。
- 2 特に有効な情報収集を行った職員に対しては、功績者表彰を行っています。

「税理士等情報せん」の
積極的な作成を
お願いします！

令和6年11月
第 2 号

税理士専門官だより

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2027年12月末

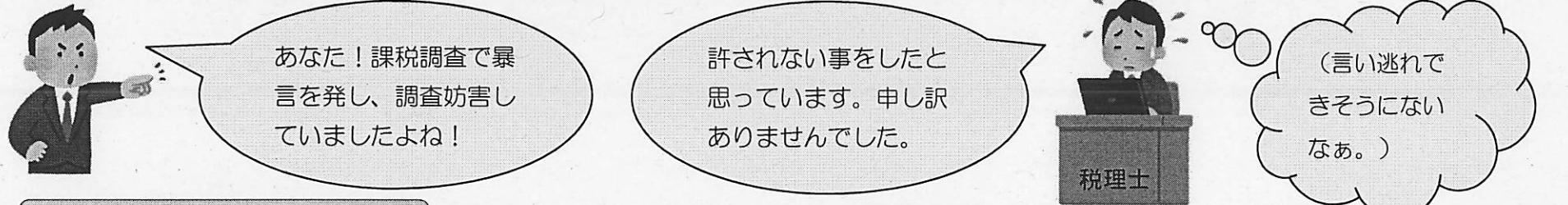
調査最盛期！増える調査妨害に向けて ～「調査妨害」を理解し、適切に対応しよう～

今事務年度、我々、税理士専門官は署から寄せられた「税理士等情報せん」を基に、調査妨害事案に着手しています。

事案紹介（暴言）

課税調査において税務職員の人格を否定するような暴言を発していた税理士に対し、税理士法調査を実施。

当初は調査妨害の事実を否定していたが、課税調査の状況が詳細に記載されていた調査経過記録書を基に、税務職員に暴言を発することで調査を妨害した事実を突き付けるなど、毅然とした態度で臨んだところ、調査妨害を認めた。



課税調査・滞納整理時のポイント

課税調査等で調査妨害が行われた場合には、必ず税理士に対して、調査妨害に当たる事実を指摘し、調査報告書又は調査経過記録書等で証拠化することが重要です。

税理士の調査妨害には、「毅然とした対応」と「詳細な記録」を！



それって調査妨害？ 調査非協力との見極め！

調査非協力

「修正申告には応じない！」、「納税者支援調整官に連絡するぞ！」・・・など
→ このようなケースは、納税者等の権利に当たるため、調査妨害とは言えません。

調査妨害

- ・資料の提出を拒む、納税者に質問や回答をさせない
- ・調査日程の引き延ばし
- ・何度も連絡しても折り返し連絡がない・・・など

その行為に「正当な理由」があるのか確認！

「調査妨害」とは、読んで字のごとく、「調査」を「妨害」する行為です！



税理士による調査妨害は、税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反となり、同法第46条の懲戒事由に該当します。この場合の懲戒処分の量定は、同法第46条及び財務省告示に基づき、妨害行為の「回数」、「程度」に応じて「2年以内の税理士業務の停止」又は「税理士業務の禁止」となります。

※ 調査妨害については、税理士専門官により令和6年6月（号外）も、是非、参考にしてください。